

第42号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月7日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

ハラスメント事案に係る市長及び副市長の責任を踏まえ、給料月額について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
付 則 (給料の額の特例) 6 (略) <u>(給料の額の特例)</u> <u>7 市長及び副市長の給料の額は、第3条の規定にかかわらず、令和3年7月1日から同月31日までの間、同条に規定する額から当該額に100分の100を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条の規定の適用については、この限りでない。</u>	付 則 (給料の額の特例) 6 (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

ハラスメント事案に係る市長及び副市長の責任を踏まえ、給料月額について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市長及び副市長の給料月額を次のとおり減額する。

区 分	減額割合	減額期間	改正案(減額後)	現行(減額前)
市 長	100/100	令和3年7月1日～ 令和3年7月31日	0円	1,061,000円
副市長			0円	885,000円

※ この減額措置は、退職手当の額の算出には適用しない。

3 施行期日

令和3年7月1日